

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

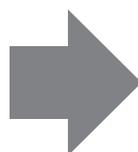
令和4年10月1日から、一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者(※1)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)(※2)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります

- 窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者(※1)全体のうち約20%です
- 住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります

後期高齢者医療の一部を支える現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくための見直しです

見直し前(9月30日まで)

区分	医療費負担割合
現役並み所得者(※2)	3割
一般所得者等	1割

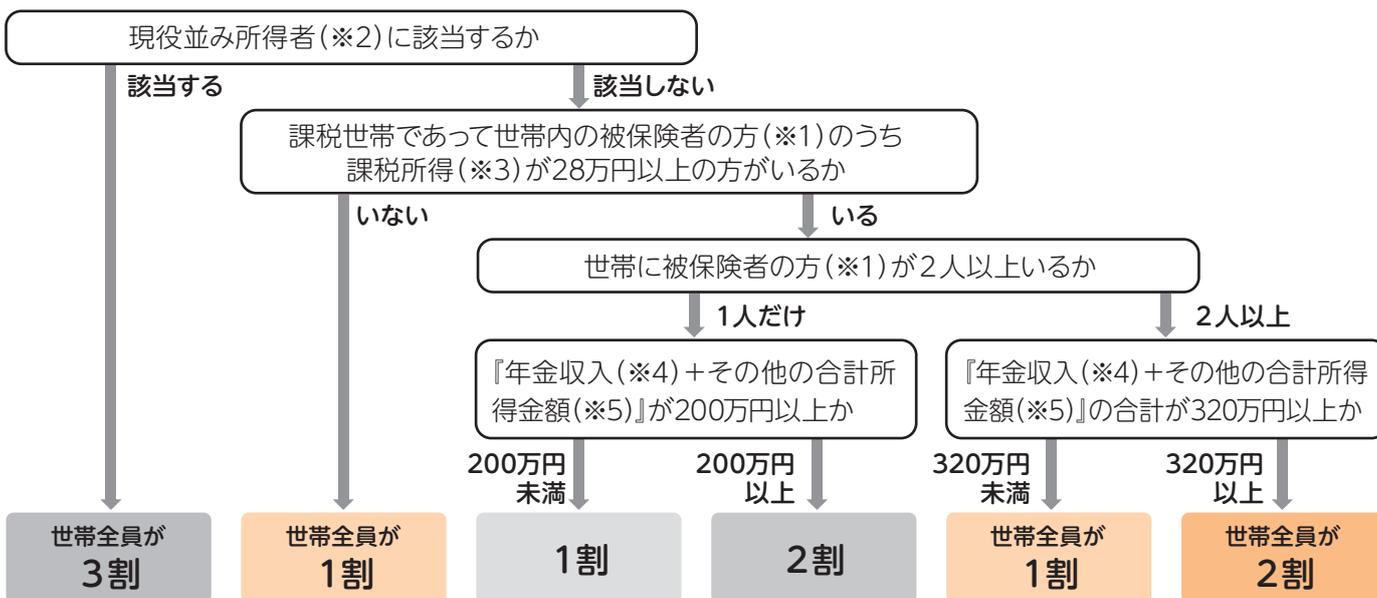


見直し後(10月1日から)

区分	医療費負担割合
現役並み所得者(※2)	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

◆ 窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の方(※1)の課税所得(※3)や年金収入(※4)をもとに、**世帯単位**で判定します



◆ 令和4年度被保険者証について

- 有効期限が8月1日から9月30日までの被保険者証は、7月に送付します
- 有効期限が10月1日から令和5年7月31日までの被保険者証は、9月に送付します
- ※ 被保険者証の交付(2回)は、窓口負担割合の見直し該当者に限らず、全ての被保険者へ送付します。

用語解説

※1 被保険者…75歳以上の方と65~74歳で一定の障がいがあり、広域連合から加入の認定を受けた方、
 ※2 現役並み所得者…課税所得145万円以上の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方、※3 課税所得…住民税納税通知書の『課税標準』の額(前年の収入から給与所得控除・公的年金等控除・所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)、※4 年金収入…遺族年金や障害年金は含まない、※5 その他の合計所得金額…年金収入以外の事業収入や給与収入などから必要経費や給与所得控除などを差し引いた金額。給与所得がある場合は給与所得金額から10万円を控除

問い合わせ 厚生労働省コールセンター (☎ 0120-002-719)
 年金・長寿医療グループ (☎ 852137)